

子どもたちの幸せ願って 子育て支援計画を策定

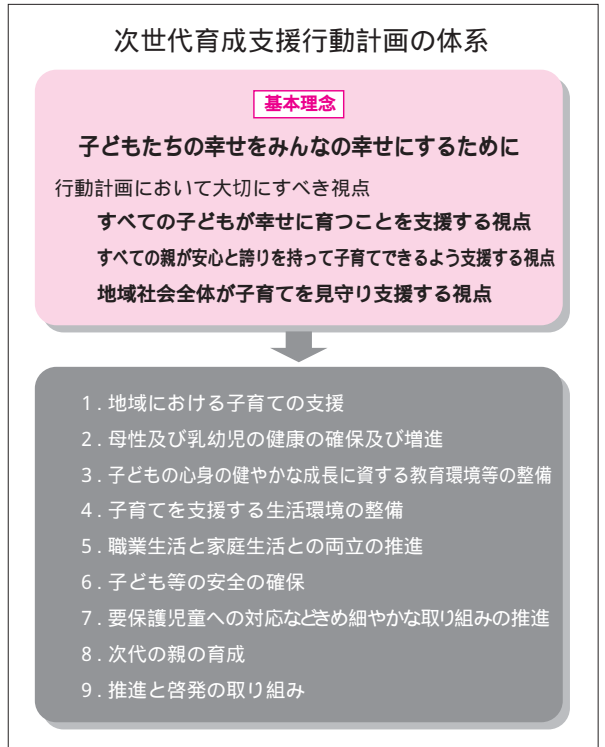
「前橋市次世代育成支援行動計画」を策定しました。計画に基づいて、子どもの幸せを基本に市民・地域・事業者・行政が連携し、次世代育成支援施策を実行していきます。



子どもたちが幸せに育つようさまざまな支援施策を推進

「次代を担う子どもたちの幸せづくり計画」と題して、次世代育成支援行動計画を本市で策定しました。これは次世代育成支援対策推進法に基づき定められたもので、平成十三年三月に策定された「児童育成計画（まえばしすこやかプラン改訂版）」を引き継ぎ、発展させたもの。右図のとおり子どもたちの幸せを基本に、市民・地域・事業者・行政が連携し、次世代育成支援施策を実行していきます。

市民の皆さんと計画づくり
策定に当たっては、これまで「次世代育成支援に関するアンケート調査」事業者アンケートを実施し、子育て支援策や環境整備などに関する意見や要望を集約。前橋市児童環境づくり推進



委員会」で検討し、計画の策定を行いました。

計画の期間など

計画期間は平成二十六年年度までの十年間。そのうちこの計画は前半五年間で、二十一年年度には後半五年間の見直しを行います。また、各年度ごとに計画の実施状況について皆さんとともに進行管理していくため、計画策定にも携わった「児童環境づくり推進委員会」で、子育てに関するさまざまな問題提起などを行うっていただきます。

なお、詳しくは本市ホームページをご覧ください。

問い合わせは児童家庭課 890 6277へ。

請求手続き忘れずに

該当者に児童手当を支給

児童手当の請求をしていない人も、次の条件を満たせば、児童手当を受けることができます。児童家庭課へ請求してください。

なお、現在受給している人は、改めて請求する必要はありませんが、六月に現況届を提出することが必要です。該当者にはあらためて通知します。

また、公務員は勤務先に請求してください。

対象は平成十六年分の所得が下表の限度額未満で、小学3年生修了前の児童を養育している人
支給月額 第一子、第二子は五千円、第三子以降は一万円
特例給付 小学校第3学年修了前特別給付 厚生年金などに加入して、児童手当の所得制限を超える人は、特例給付 小学校第3学年修了前特例給付の所

保護者に仕事があるときなど

病後時の子ども一時保育

病氣回復期の子どもを、保護者に仕事があるなどの理由で家庭で保育できないとき、一時的に預けることができる病後児童保育を実施しています。

利用日時 月曜日、金曜日（祝日・年末年始を除く）午前8時～午後6時 場所 済生会前橋病院内デイサービスセンター（上新

平成17年度児童手当所得限度表
(17年6月分手当から18年5月分手当まで)

扶養親族の数	平成16年分所得	
	児童手当	特例給付・小学校第3学年修了前特例給付
0人	301万円	460万円
1人	339万円	498万円
2人	377万円	536万円
3人	415万円	574万円
4人	453万円	612万円
5人	491万円	650万円

(注) この所得額は、給与所得のみの場合は給与所得控除後の金額です。社会・生命保険料の控除があるときは、所得額から8万円を差し引いた額です。

得制限が適用 申し込み 印鑑
養育者名義の預金通帳（郵便局は除く）、健康保険証、年金手帳または年金加入証明書を用意し、市役所児童家庭課（890 6277）各支所へ直接

田町 対象は市内在住の就学前児童 利用料（月額）二千円（生活保護世帯は無料。給食・おやつ代含む） 申し込み 利用日の前日までに所定の申込用紙に記入し、診療情報提供書、身分証明書などの写しを用意して、市役所児童家庭課（890 6269）へ直接